

平成16年(行ヒ)第300号

決 定

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

上記当事者間の東京高等裁判所平成14年(行コ)第117号各懲戒免職処分取消, 懲戒免職処分無効確認請求事件について, 同裁判所が平成16年6月30日に言い渡した判決に対し, 申立人から上告受理の申立てがあったが, 申立ての理由によれば, 本件は, 民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

よって, 当裁判所は, 裁判官全員一致の意見で, 次のとおり決定する。

主 文

本件を上告審として受理しない。

申立費用は申立人の負担とする。

平成19年2月13日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官 那 須 弘 平

裁判官 上 田 豊 三

裁判官 藤 田 宙 靖

裁判官 堀 籠 幸 男

裁判官 田 原 睦 夫

当事者目録

東京都千代田区霞が関1-3-2

申立人	日本郵政公社
同代表者総裁	生田正治
同訴訟代理人弁護士	島村芳見
同指定代理人	大竹たかし
	都築政則
	永谷典雄
	鈴木秀孝
	高林正浩
	萩原秀紀
	東亜由美
	清水多美江
	竹川陽子
	三倉正明
	鈴木日出男
	石川義喜
	宮下篤篤
	小美野紀之
	森安勝利

東京都墨田区立花6-8-2-316

相手方 徳差清

東京都新宿区戸山 2-35-320

相手方 神 矢 努

愛媛県新居浜市山田町 2-3

相手方 黒 瀬 英 之

長野県北安曇郡白馬村大字北城 831-46

相手方 庄 野 光

川崎市川崎区浜町 1-16-3

相手方 斉 藤 昇

東京都八王子市長房町 341-31-501

相手方 名 古 屋 哲 一

東京都世田谷区経堂 5-23-13 サタマンション 506

相手方 池 田 実

上記 7 名 訴訟代理人 弁護士

虎 頭 昭 夫
大 口 昭 彦
伊 東 良 徳
遠 藤 憲 一
鈴 木 達 夫
和 久 田 修

これは正本である。

平成 19 年 2 月 13 日

最高裁判所第三小法廷

裁判所書記官 田 中

